

築川ダム周辺環境整備委員会

景観形成検討部会 規約

(目 的)

第1条 築川ダム周辺環境整備委員会景観形成検討部会(以下「景観部会」という)は、築川ダム建設事業に伴う付替国道及び付替県道並びにダム本体・管理棟の景観検討を行い、築川ダム建設事業がダム周辺地域のより良い景観形成に寄与することを目的とする。

(検 討 内 容)

第2条 景観部会の検討内容は次のとおりとする。

- (1) 景観形成整備方針の検討
- (2) 付替国道・県道の整備イメージの検討
- (3) ダム本体・管理棟及びダム周辺整備のイメージの検討
- (4) その他景観部会の運営に必要な事項

(組 織)

第3条 景観部会は別表に掲げる委員をもって構成する。

(運 営)

第4条 景観部会には、部会長を置く。

- 1 部会長は、委員長が任命する。
- 2 部会長は、景観部会を代表し会務を総括し、部会の議長となる。
- 3 部会長は、運営のため必要と認められる場合には、委員以外のものを出席させ意見を求めることができる。
- 4 景観部会の運営に際し、定めのない事項については部会長の指示によるものとする。
- 5 景観部会の招集については、部会長が必要と認める都度開催する。

(事 務 局)

第5条 景観部会の事務局は、築川ダム建設事務所に置く。

付 則

この規約は、平成13年 2月 5日から適用する。